

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 令和 6 年 5 月 31 日 13 : 30 閉会 令和 6 年 5 月 31 日 15 : 57
2 場 所	委員会室
3 出席委員	吉田克則、七宮広樹、吉田広明、菊地哲也
4 欠席委員	鈴木元久（傷病）
5 出席要求者	副議長、総務課長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第 1 令和 6 年第 3 回埴町議会定例会の運営について 第 2 その他
8 議事の経過	七宮広樹副委員長開会 吉田克則委員長あいさつ 委員長による進行 第 1 令和 6 年第 3 回埴町議会定例会の運営について (1)町長提出議案等について （委員長が総務課長に説明を求める） （総務課長が資料に基づき議案要旨を説明。人事案件等、追加議案ないことも説明） 委員長：質疑あるか。 副委員長：損害賠償の議案だが、どのような内容だったのか。議場において、写真等の提示をいただきたい。 総務課長：（事故状況を説明） 写真等について資料をつけることとする。 副委員長：はなわホールの貸し出し・使用について、冷暖房費の扱いは。物販目的の使用申込みは許可するのか。飲食はOKなのか。議会の様子をホール内のテレビで見ることの扱い。 総務課長：空調費・上下水道費は、使用料に含んでいるという考えである。ホール内で飲食することの制限はない。物販については、町内の営利を目的をしない団体の物販は許可する。また、刑務所受刑者が作成したものの販売などは協力する考えである。 七宮副委員長：フリーWi-Fi は入っているのか。 総務課長：入っている。利用してかまわない。 副委員長：役場のデータが抜かれる恐れはないか。 総務課長：別にしているので大丈夫である。 下重義人副議長：許可する・しないの線引き。放送設備の管理について。 総務課長：町で使用する日について使用申請があった際にはお断りする。公の秩序又を乱す恐れがあるとき、暴力団関係者、政治的・宗教的活動を目的とする場合、建物を毀損する恐れのあるときは許可しない。また、その他町長が適当でないと認めるときは許可しない。放送設備の使用については、音楽を流す場合は夕方 5 時 15 分以降、執務室のシャッターが閉まってからお願いする考え。

委員長：損害賠償の議案について、写真等の補足資料を求めることとする。

総務課長：その他、はなわホールの位置が分かる図面を本会議で提出する。

委員長：総務課長からの説明を終了する。

（総務課長退室）

（2）議員発議について

（委員長が事務局長に説明を求める）

事務局長：先日の全員協議会で決定された「湯遊ランドはなわ」「埴町議会基本条例」について、議員発議で調査特別委員会を設置する。名称をどのようにするか。

委員長：議運で決めることではない。総務・経済常任委員会で決めて発議するのではないか。

副委員長：委員会を早々に開催して名称を決めなくてはならない。時間的に厳しい。今回設置しないと、9月定例会のときになってしまうので、仮称でも決めておくべきはないか。

事務局長：委員長の方で委員と調整をとっていただき、決めていただきたいと思うが……。事務局で名称の案を決めて、総務・経済の各委員長に提案し、判断いただきたいがよろしいか。

（よいとの意見あり）

鈴木孝則議長：事務局の名称案を委員長で判断いただければよい。

副委員長：発議の代表は、総務・経済の各委員長になるのか。

事務局長：そのようになる。どの段階で発議するか。

委員長：会期日程のところで協議する。

菊地哲也委員（総務常任委員長）：発議は各委員会から出すということだが、人数はどのようにするのか。

事務局長：最低でも2人以上の賛成者。委員長+2人となる。

菊地哲也委員：総務と経済で人数に違いがあってはおかしいので、この場で発議の人数を決めていただきたい。

事務局長：議長は特別委員会には入らないので、総務・経済それぞれ6人ずつとなる。

議長：全協で決まったことなので6人ずつで問題ない。

菊地哲也委員：議員定数と報酬については全協で協議していくこととしたが、その道筋はどのようになるか。

委員長：全協の中で話をしていくことである。

（3）一般質問について

（委員長が事務局に通告者6名について説明を求める）

事務局長：質問事項を読み上げるので、事務局作成の通告一覧及び各議員から提出された通告書をご覧いただき確認いただきたい。（通告一覧を読み上げる）

委員長：意見あるか。

（委員間で協議し、質問内容の修正等を行った）

（4）請願・陳情等について

（委員長が事務局に説明を求める）

事務局長：請願はなし。陳情は10件で一覧表のとおりである。

(5) 諸般の報告について

(委員長が事務局に説明を求める)

(事務局長が資料に基づき説明)

(6) 会期・日程(案)及び会期中の委員会について

(委員長が事務局に説明を求める)

(事務局長が資料に基づき説明)

委員長：意見あるか。

菊地哲也委員：全協を日程に入れていただき、定数と報酬について協議できればと思うが。

事務局長：総務課より全協開催の依頼がきている。内容は、脱炭素計画についてであるので、全協を開催できればと思う。

委員長：会期中に開くかどうかであるが・・・全協は議長招集である。

議長：3日目・最終日の本会議終了後に開催としては。

委員長：そのようにする。

委員長：日程は事務局案のとおりとする。

(7) その他

委員長：何かあるか。

事務局長：アクリル板・マスクの取り扱い。服装はクールビスなので、ノーネクタイ・上着着用でよろしいか。

委員長：意見あるか。

副委員長：クールビスだが、ネクタイ着用は個人判断でよいか。

事務局長：かまわない。

委員長：アクリル板は処分してないのであれば使用してよいのでは。

吉田広明委員：カメラの映り・反射しないか。不要であればいらないのでは。

事務局：確認する。

副議長：現在のコロナ感染の職員の状況は。

事務局長：課によって数人感染者が出ている。

委員長：マスクは自由としたいがよろしいか。

(よいとの意見あり)

事務局長：傍聴席について、間隔を空けていたが今回どうするか。

委員長：間隔開けなくてよいと思う。

副議長：医療機関でも間隔開けてないので、開けなくてよい。

事務局長：商工会女性部で、一般質問の傍聴にくることの連絡がきている。時間と人数はまだ確定していない。

副委員長：新しい議場ではじめての定例会になるが、映像は常時ははなわホールで流すのか。

(書記が、はなわホールにあるテレビで見ることが可能になっていることを説明)

事務局長：はなわホールで流すのかどうか確認する。

委員長：メールで全議員に周知してほしい。

第2 その他

(委員長が事務局に説明を求める)

(事務局長が視察について、先例を説明する)

副委員長：視察を実施する場合、9月定例会までに決めておかないと遅れてしまう。

事務局長：予算は当初予算で確保してあるので、年度中に実施すればよいが、実施する場合は早めに決めていただきたい。

菊地哲也委員：先例に基づくのか、それとも毎年実施するのか決めておいてはどうか。

議長：原則任期中に2回だが、その都度必要な場合は研修を実施するということがよいのではないか。

副議長：議長の意見と同じ。

他なければこれで終了する。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長